

第2章 フランスの作物保険制度

吉井 邦恒

本稿では、EU 諸国の中で近年作物保険を重要な農業リスク管理手段として位置づけているフランスを取り上げて、その作物保険制度の歴史、仕組み、助成、実績、今後の展開方向等について、文献調査及び現地調査¹⁾に基づき、整理・分析を行う。

1. 作物保険制度の歴史

(1) 雹害保険とFNGCAによる災害補償制度

フランスでは、16 世紀頃から、試行錯誤を繰り返しながら自然災害による農業被害に対応するための救済措置の導入が図られてきた。18 世紀末からは、民間保険会社による雹害保険が実施されるようになったが²⁾、20 世紀に入っても、雹害保険を除くと、自然災害による農業被害に対する総合的な救済制度は確立されなかった。

ようやく 1964 年農業災害法により、政府の財政資金と農業者からの拠出金に基づく全国農業災害保証基金（FNGCA:Fonds National de Garantie des Calamités Agricoles）を活用した災害補償制度が創設され、保険の対象になっていない自然災害（すなわち雹害以外の災害）により被害を受けた農業者に対して補償金が支払われるようになった。また、同法に基づいて、民間保険会社が実施しているすべての作物の雹害保険加入者に対して、政府により FNGCA を通じて保険料の一部補助が行われるようになった。ほとんどの自然災害や農作物等を対象に FNGCA から補償金を支払う災害補償制度が、フランスでは 40 年間以上にわたり、自然災害による農業被害に対応するための政策の柱になっていたのである。

雹害保険以外の作物保険については、フランスにおいては、地域によって主たる作物や自然災害による被害の発生態様が大きく異なることから、全国的に統一された制度の開発・設計がなかなか進まなかった。さらに、1992 年の EU 共通農業政策（CAP）の改革が作物保険の開発にとってはむしろ逆風となった。同改革により、農産物の支持価格が引き下げられ、その価格低下分を補てんする面積当たりの直接支払制度が導入された。直接支払制度の下では、面積当たりの生産量の多寡にかかわらず、面積当たり一定額が支払われるので、自然災害により生産量が減少しても、直接支払いによりある程度の生産量の減少に伴う収入の減少は補てんされることになる。したがって、面積当たりの生産量の減少を補てんする作物保険は、保険対象リスクが限定されていることもあって、農業者にとって保険料を支払ってまで加入するほど魅力的なものとはいえなかった。このような状況の中で、すべての作物の雹害保険に対して行われていた保険料の一部補助が 1991 年には停止されてしまった。雹害の多発等のため 1994 年には再開されたが、補助対象は果樹と野菜の雹害保険に限定されることになった。

ところが、① CAP 改革の進展により、支持価格がさらに引き下げられたものの、引下げ分に対する補てんが十分には行われなくなったこと、② WTO 農業協定で農業保険が一定の要件を満たせば「緑」の政策（補助金の削減対象とはならない政策）に分類されるよ

うになったこと、③北米（アメリカ、カナダ）やスペイン、イタリア等の南欧で農業保険が政府の助成によって重要なリスク管理手段となってきたこと等から、フランスでも農業保険の活用を求める農業者等の声が高まってきた。

FNGCA を通じた災害補償制度は、発動までの手続きが面倒であるとともに、補償金の支払いに時間を要し（災害発生後 8 ヶ月から 12 ヶ月程度）翌年の生産準備に間に合わないケースが頻繁に生じた。また、災害ごとの補償金の支払率や農業者からの拠出金が個々の農業者の被害状況にかかわらず一定であること、被害額に対して平均で 3 割程度の補償金しか支払われないこと等から、同制度に対する農業者の不満も高まっていた。

（２） 複合危険作物保険の導入

このような事情を背景として、1995 年に、フランス政府は Groupama 社に対して、雹害以外にも保険対象を拡大するため、ワイン用ぶどうに対する霜害の追加、穀物や油糧種子に対する複合危険作物保険（MPCI: Multiple Peril Crop Insurance）等の研究を行うように要請し、同社はプログラムの開発・実験に着手した。その結果等を受けて、果樹と野菜の雹害保険に限定されていた保険料補助の見直しが行われ、試験的に 2002 年から 2004 年まで、保険料補助の対象となる災害と作物の範囲が拡大された。さらに、2005 年には、飼料作物を除く全作物を対象に MPCI が導入され、保険料補助率も大幅に引き上げられた。そして、2006 年からは、雹害保険に対する保険料補助は廃止され、保険料補助の対象は MPCI に限定されることになった。

EU においては、自然災害等による農業被害への補償措置として、国家助成（State Aid）に関する EU 規則に基づき、加盟国が自国の負担で、作物保険の保険料補助を実施できることになっている。ところが、2008 年の CAP のヘルスチェックにおいて、2010 年から 2012 年までの 3 年間について、加盟国の選択により、単一支払制度に関する財源の一部を作物保険への助成に使用することが認められ、加盟国と EU の拠出分をあわせると、保険料の 65 % までの補助が可能になった。期間は限定されたものの、これまでとは異なり、作物保険の保険料補助に EU の資金を利用できるようになったのである。フランスは、作物保険の加入拡大のため、この措置を活用して 2010 年から作物保険の保険料補助率を 65 % にまで引き上げた。

（３） フランスの作物保険市場

2005 年に MPCI が導入されるまでに雹害保険を扱っていた民間保険会社は、農業関係の Groupama 社や L'Étoile 社のほか、Axa、Allianz、Generali 等の大手保険会社を含め 10 社であった。それらの保険会社（8 ～ 10 社）が雹害保険に加えて、MPCI を提供するようになった。MPCI の開発に深く関与した Groupama 社をはじめとして各保険会社は、政府主導による MPCI の実施に際して、MPCI に関する信頼できるデータの蓄積もなく、商品研究の時間も十分ないままに、過去の雹害保険のデータやノウハウを活用しつつ、MPCI を販売せざるを得なかった。特に、Groupama 社については、MPCI の開発を担ってきた経緯があるとともに、作物保険最大手として雹害保険をベースに農業者に対して他の保険商

品をセットで販売してきたことから、今後作物保険の中心となる MPCCI を積極的に販売するしか選択肢はなかったといえよう。また、それまで作物保険のウエイトが小さかった保険会社の中には、MPCCI の販売をきっかけに作物保険の取扱いを増やし、それとあわせて他の保険商品を販売したいという戦略もあって、MPCCI の販売に踏み切ったところもあるようである。現在の MPCCI の販売シェアは、Groupama 社が 95 %と圧倒的であり、2 番手の会社とあわせると、2 社で MPCCI 契約のほとんどを販売している。なお、保険料ベースの市場規模は、2010 年で雹害保険が 172 百万ユーロ、MPCCI が 161 百万ユーロ（2011 年 216 百万ユーロ）と同程度となっているが、雹害保険市場はすでに成熟・安定した市場であるのに対し、MPCCI 市場は発展途上の市場であるとみなされている。

2. 災害補償制度の概要

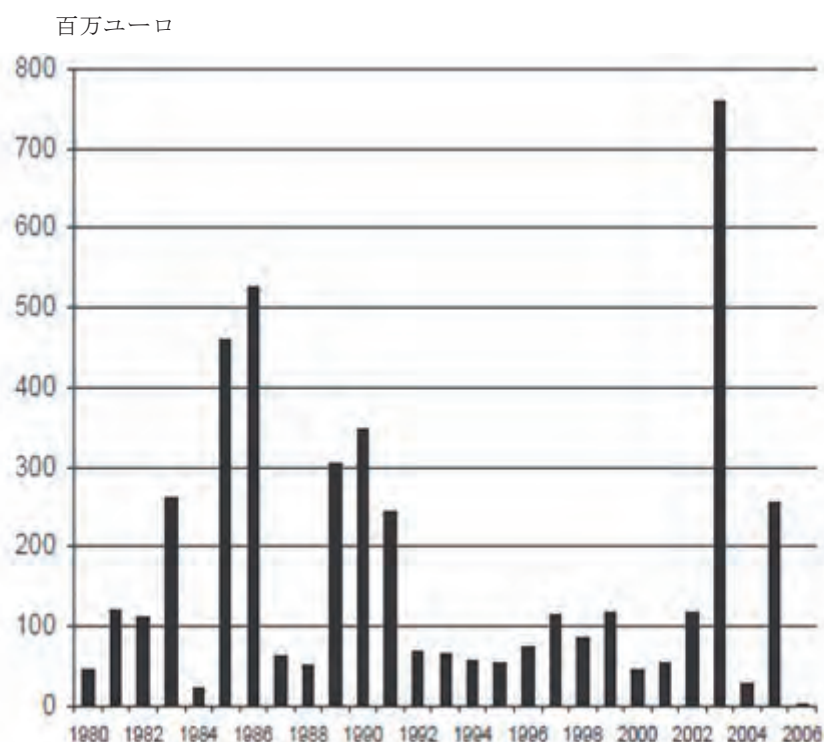
1964 年に創設された FNGCA を通じた災害補償制度は、政府と農業者から拠出された資金を原資として、大きな農業被害が発生する都度、政府が指定する災害について、知事が認定・申請を行うことにより被害を受けた農業者の損害に対して補償金が支払われる制度である。政府からの拠出分は、毎年度、予算から FNGCA に繰り入れられる。他方、農業者の拠出分は農業者が加入する農業用の建物と自動車の保険料に課せられる税金（保険料の 11 %相当）が充当される。FNGCA からの補償金は、地域ベースでみて、平均的な作物収量の 27 %（CAP の直接支払制度の対象作物の場合は 42 %）を超える損害があり、かつ、すべての農作物の損害額の合計が平均的な生産額の 14 %を超えるときに、被害の状況を勘案して被害額のおおむね 12 %から 45 %の範囲内で決定される支払率に基づいて支払われる。平均支払率は約 30 %である。なお、生産額の計算には補助金も含まれる。

多少古いデータになるが、2003 年から 2006 年までの制度の実績をみると、4 年間の平均で政府の拠出分が 144 百万ユーロ、農業者の拠出分が 91 百万ユーロである。また、1980 年から 2006 年までの補償金の平均は 165 百万ユーロであるが、第 1 図に示すとおり、年ごとの支払額の変動がきわめて大きい。災害別補償金の全体に占めるシェアをみると、干ばつ 60 %、霜 18 %、豪雨・洪水 13 %となっている。また、補償金のほとんどは果樹と肉牛に対して支払われており、果樹の損害の大半は霜、肉牛の被害は干ばつによる牧草の被害によるものである。

ところで、災害補償制度には 1 の(2)で述べたような問題点があるため、FNGCA の補償対象作物に対して複合危険をカバーする MPCCI が実施されるようになってきた。そして、2009 年からは、MPCCI の対象となっている穀物・油糧種子、2011 年からはワイン用ぶどうが FNGCA（2011 年については、以下で述べる FNGRA）による補償対象から除外された³⁾。

FNGCA は、基本的には天候のリスクによる被害のみを対象としたが、2010 年からは、CAP の枠組みに沿った改善が図られることになり、FNGCA に代わって FNGRA (Fonds national de gestion des risques en agriculture) が創設された。FNGRA の補償金の支払いや作物保険の保険料補助の仕組みは FNGCA とほとんど変わっていない⁴⁾。それらに加えて、FNGRA は、新たに、相互基金（CAP のヘルスチェックにおいて単一支払制度の財源の一部利用が認められたもの）が行う農作物や家畜の病気による被害や近くの工場から排出さ

れた薬品等による被害を受けた農業者への支払いに対する補助（補助率 65 %のうち 75 %は EU が負担）を 2012 年下半期から実施する予定になっている。



第1図 FNGCAによる補償金の支払実績

出典：Mortemousque(2007)の 6 ページの図を掲載。

3. 作物保険制度の概要

(1) 作物保険の引受けと支払い

現在、フランスで実施されている政府による保険料補助の対象となっている MPCCI には、作物ごとに保険契約を行う作物別保険と複数の作物を農業経営単位で統合する農業経営単位保険の 2 つのタイプがある。加入者の 99 % 以上が前者を選択している⁵⁾。

1) 作物別保険

保険料補助の対象となる MPCCI は、少なくとも、雹、霜、暴風、干ばつ及び洪水の 5 つのリスクによる収量の減少を補てんしなければならない⁶⁾。保険会社によっては、作物や地域ごとに異なるリスクにきめ細かく対応するため、5 つの補助対象のリスクを 10 種類以上に細分化している場合もある⁷⁾。なお、病虫害は保険の対象リスクとはなっておらず、日本やアメリカ、カナダの農業保険とは異なっている。

作物別保険の加入に当たっては、逆選択を防ぐため、当該作物を生産するすべてのほ

場を付保しなければならない。

加入者は、保証の最高限度である保険金額（＝基準単収×保証価格×保証水準×作付面積）を決定し、支払うべき保険料を算定するため、基準単収、保証価格、保証水準を選択する必要がある。

基準単収には、原則として、加入者の直近3年または直近5年中3年の平均単収（最高と最低の年を除く）が用いられる⁸⁾。ただし、基準単収を高めを設定することが認められるケースがある。たとえば、Groupama 社では、過去の収穫単収が低く、農業者が計算上の基準単収よりも自分の本来の基準単収は高いと考える場合には、過去3年または5年中3年の平均単収の120%を上限に基準単収を設定することができる⁹⁾。この場合、通常の基準単収を上回る単収分に係る保険料に対して保険料補助は行われない。果樹については、樹齢により収穫量が変わることから、毎春現地確認の上で基準単収が設定される。

保証価格については、毎年作物の播種期の前に市場価格等を参考に保険会社が作物ごとに上限価格と下限価格を設定し、その範囲内で加入者が選択する。Groupama 社では、上限価格として WTO 農業協定上許容される最高価格を計算し提示するが、加入者には保険料負担等を考慮した「お手頃価格」を契約時に推奨している。

保証水準は、100%から損害不填補割合（Franchise）を引いた割合であり、作物別保険における保険料補助の対象となる Franchise は、25%から50%までである。25%未満の Franchise を選択すると、25%を下回る部分は保険料補助の対象外となる。MPCI について、25%よりも低い Franchise を選択するケースはほとんどない。これは、MPCI の場合、被害による収量変動が平均15%程度であり、Franchise としては25%が妥当な水準であると思われること、Franchise を25%よりも下げると保険料率が相当程度上昇することによると考えられる。多くの農業者は、Franchise は25%を選択しつつも、特約として雹害について0～10%の低い Franchise を組み合わせた保証内容を選択している。もちろん、Franchise に関する雹害特約部分は、保険料補助の対象外である。

加入者の収穫単収が、基準単収×70%を下回る場合に、言い換えると、30%を超える被害を受けたときに、

保険金＝（基準単収×保証水準－収穫単収）×保証価格×作付面積
が支払われる。

第1表は、作物 A と作物 B を生産している農業者が、Franchise が25%の作物別保険に加入した場合の保険金の計算例を示したものである。作物 A の被害による減収量が基準単収の30%を超えていることから、作物 A については保険金が支払われるが、作物 B の減収量が基準単収の30%を超えていないため、作物 B については保険金は支払われない。

2) 農業経営単位保険

農業経営単位保険は、農業者ごとに生産している全作物について、作物別に基準単収、収穫単収、保証価格と Franchise を用いて増収額と減収額の計算を行って、それらを全作物について合計し、減収額が生じた場合に保険金を支払う方式である。

基準単収や保証価格の設定方法は、作物別保険と同じである。保険料補助が適用される Franchise は、作物間の増収額と減収額の相殺による保険金支払機会の減少が考慮され、作物別保険の最低25%よりも低く、最低20%から最高50%までである。

農業経営単位保険に加入するためには、2 種類以上の作物を生産しており、かつ、当該経営の全作付面積の 80 %以上を付保しなければならない¹⁰⁾。農業経営単位保険の場合の保険金の計算方法を第 2 表に示した。第 2 表で用いられる作物 A と作物 B の算定要素は、Franchise を除き、第 1 表の作物別保険の計算例と同じである。

第1表 作物別保険の保険金計算例 (Franchise 25%)

	作物A	作物B
作付面積	25 ha	30 ha
保証価格	180 ユーロ/トン	200 ユーロ/トン
足切り割合	25%	25%
基準収量	7.2 トン/ha	6.0 トン/ha
収穫収量	3.6 トン/ha	5.1 トン/ha
30%超被害の有無	$(7.2-3.6) \div 7.2=0.5 \rightarrow 30\%超被害有り$	$(6.0-5.1) \div 6.0=0.15 \rightarrow 30\%超被害無し$
保険金計算	$\{7.2 \times (1-0.25)-3.6\} \times 180 \times 25=8,100$	0
保険金合計	8,100+0=8,100 ユーロ	

出典：Boyer(2008)の 19 ページ事例を著者が加工。第 2 表において同じ。

第2表 農業経営単位保険の保険金計算例

	作物A	作物B
作付面積	25 ha	30 ha
保証価格	180 ユーロ/トン	200 ユーロ/トン
足切り割合	20%	20%
基準収量	7.2 トン/ha	6.0 トン/ha
収穫収量	3.6 トン/ha	5.1 トン/ha
30%超被害の有無	$\{(7.2-3.6) \times 180 \times 25 + (6.0-5.1) \times 200 \times 30\} \div (7.2 \times 180 \times 25 + 6.0 \times 200 \times 30) = 0.316 \rightarrow 30\%超被害有り$	
保険金計算	$\{7.2 \times (1-0.2)-3.6\} \times 180 \times 25=9,720$	$\{6.0 \times (1-0.2)-5.1\} \times 200 \times 30=-1,800$ (マイナスは増収)
保険金	9,720-1,800=7,920ユーロ	

注．表中の増収とは、減収量が Franchise を上回った分に保証価格をかけたものである。

計算結果はあくまで一事例にすぎないが、結果を比較すると、作物別保険で支払われる保険金よりも農業経営単位保険で支払われる保険金の方が少ない。農業経営単位保険では、一般的には、作物間の収穫量の相殺効果のため、作物別保険よりも支払機会は少なくなるが、作付面積（作付面積が大きいほど相殺効果がある）や作物間の収穫量の相関係数（たとえば小麦となたねの収量被害率の比率）等を考慮した保険料率の算定によって、保険料率は低くなる。また、農業経営単位保険は、Franchise が低いため、栽培作物すべてが保険金支払基準の 30 %を超える減収となった場合には、作物別保険よりも多額の保険金が支払われる可能性が高い。したがって、農業者にとって、作物別保険と農業経営単位保険のどちらが有利かは、一概にはいえない。

しかしながら、先に述べたように、農業経営単位保険の契約数は非常に少ない。この理由として、作物間の相殺により保険金支払機会が少なくなることのほか、農業者は、複数の栽培作物のそれぞれについて、どのような被害を受けやすいのかを理解しており、すべての作物について保険に加入する必要はないと考えていること、複数作物のうち収入金額

のウエイトが高い作物だけを付保したいと考えていること等があげられよう。

なお、L'Étoile 社は、農業経営単位保険しか実施していない。これは、フランスにおいて政府による再保険が実施されておらず、MPCI に対するデータの蓄積が不十分な状況の下では、作物別の MPCI は保険金支払リスクが大きすぎ、作物間の相殺によってそのリスクを下げることを重視しているためである。このような農業者の保険需要（作物別保険の選択）と保険会社の保険供給（農業経営単位保険の供給）のギャップは、政府の再保険がなく、民間保険会社及び再保険会社が主体となって全面的に保険金支払リスクを負担する作物保険システムにおいて、より観察されやすいと考えられる。

（２） 損害評価

フランスの作物保険では、損害評価は保険会社ごとの独自の方法に委ねられている。以下では、Groupama 社の損害評価システムの概要についてみていくことにしたい。

まず、加入者から被害申告があった時に、損害評価人が現地のは場に行き、保険対象となる災害による被害の発生の有無を確認する。そして、被害発生時（雹害の場合）や収穫時に損害の査定を行い、保険対象の災害による被害と対象外の被害を見積もり、収穫量を評価する。このようなシステムは基本的には各国共通である。

Groupama 社の場合、損害評価人は地域管理者や損害評価人の管理業務を行う者も含めて全国で 450 人程度おり、うち 400 人程度が現地で作物別に損害評価を行う。管理的な業務を担当する損害評価人は Groupama 社と年間契約を結んでいるが、実際に現地で損害評価を行う者は損害評価の時期だけに雇われるパートタイムで、その多くは農業者である。

2005 年に MPCI が実施されてから、2011 年までの損害評価の実績をみると、保険契約の 3 件に 1 件の割合で損害評価が行われている状況である。比較的簡単な雹害の損害評価に比べると、MPCI の損害評価では、保険対象の複数災害による被害と、保険対象外の災害や病虫害による損害を分割評価する必要があり、なによりも熟練が必要である。被害申告が多く、図らずもこのように頻繁に現地で損害評価が行われることによって、MPCI の損害評価技術も相当に向上してきているようである。Groupama 社は、研究組織とも連携を図りつつ、年間のべ 300 日程度、損害評価人の研修会を開催している。

また、保険会社としては、農業者の被害申告にかかわらず、いち早くどの地域でどのような災害が発生しているかの情報を入手することが重要であることから、気象庁の平均気温や湿度、風速等のデータを GIS 上で衛星画像に重ね合わせて、地域差のチェック等が行われている。ただし、そのような情報が損害評価に直接利用されていない。

現在のところ、損害評価の仕組みは概ね順調に機能しており、保険金も収穫後早期に支払われているようである。一方で、損害評価には多額のコストを要しており、また、損害評価人の高齢化に伴う人員補充、損害評価水準の維持等の問題を抱えている。

(3) 作物保険に対する助成

1) 保険料補助率

フランスの作物保険制度への政府の助成は、民間保険会社が提供している保険に保険料補助を行うという形で実施されている。

保険料の補助対象と補助率は、毎年政令で定められることになっており、その変遷を第3表に示した。1994年から開始された果樹及び野菜の雹害保険の保険料補助率は7.5%であったが、2002年からは果樹が25%、ワイン用ぶどうや穀物、油糧種子等で10%となり、2005年からは全作物（飼料作物を除く）について35%の補助率へと引上げが行われた。若年農業者（就農後5年以内で40歳未満の者）には従来から保険料補助率の上乗せが行われており、2005年から2008年は5%上乗せされ40%であった。2009年には、低加入率の作物の加入促進のため、作物により補助率に差がつけられた。加入率が比較的高い穀物や油糧種子は25%、それ以外の作物は40%とされ、若年農業者はそれに5%上乗せした補助率が適用された。

2010年から2012年まではCAPのヘルスチェックにより認められたEUからの助成を活用して、すべての作物について保険料補助率が65%に引き上げられたが、若年農業者への補助率の上乗せ措置は中止された。

第3表 保険料補助の対象と補助率

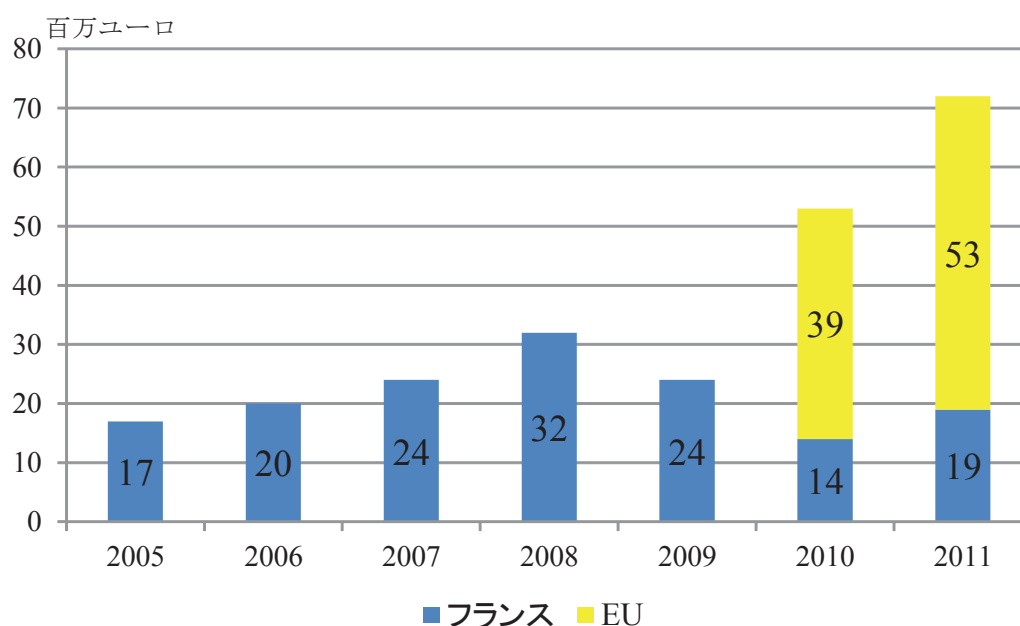
対象となる作物・リスク	保険料補助率
<1994年～2001年> 果樹及び野菜の雹害保険	7.5%
<2002～2004年> 果樹及び野菜の雹害保険 果樹の雹害・霜害保険 ワイン用ぶどうの雹害・霜害保険 穀物・油糧種子の複数の危険に対する保険	7.5% 25% 10% 10%
<2005年> 果樹及び野菜の雹害保険 果樹の雹害・霜害保険 ワイン用ぶどうの雹害・霜害保険 穀物・油糧種子・豆類の複数の危険に対する保険 全作物を対象とした複合危険作物保険	7.5% 25% 10% 10% 35%
<2006～2008年> 全作物を対象とした複合危険作物保険	35%
<2009年> 果樹・野菜・ワイン用ぶどうの複合危険作物保険 穀物・油糧種子の複合危険作物保険	40% 25%
<2010～2012年> 全作物を対象とした複合危険作物保険	65%

資料：著者作成。

2) 保険料補助への助成額

保険料補助に要する政府の助成額は、毎年、作物保険への加入予測等に基づき、予算計上されている。仮に、実際の助成額が予算額を上回った場合には、補助率を引き下げ、予算の範囲内に支出を抑えることになる。通常は、保険料補助への助成額は、多めに見積もられてきているが、2005 年は助成額が予算額を超えてしまい、補助率を 35 %から 33 %まで削減した。

保険料補助への助成額の推移を第 2 図に示した。2009 年までは、作物保険の保険料補助は State Aid であり、全額フランス政府の負担であったが、2010 年からは EU が所要額の 75 %を拠出することになり、助成額も 2010 年から大きく増加している。2010 年及び 2011 年の保険料補助の予算額は 133 百万ユーロであり、フランス政府が 33 百万ユーロ、EU が 100 百万ユーロ負担することになっていた。実際の支出額は、2010 年が 53 百万ユーロ、2011 年が 72 百万ユーロにとどまった。予算額と支出額にはかなりの差があるが、2010 年については、EU の助成を受けて 65 %という高い保険料補助率を提供できるようになった初年度でもあり、作物保険の加入がどんなに増えてもきちんと 65 %相当の補助は支払うという姿勢をアピールする意図もあって、多額の予算を確保したようである。2012 年の保険料補助の予算額は 100 百万ユーロで、フランス政府が 25 百万ユーロ、EU が 75 百万ユーロ負担する。



第2図 保険料補助への助成額

出典：フランス農林省資料から掲載。

3) 保険料補助の対象となる保証と実際の保険料補助率

加入者が選択する基準単収、保証価格、Franchise の水準によっては、保証額のうち保険料補助の対象がその一部となってしまう場合が生ずる。第 4 表は、保険料補助の対象となる保証に係る保険料を保険料合計額で割った数値を記載したものである。この数値は、

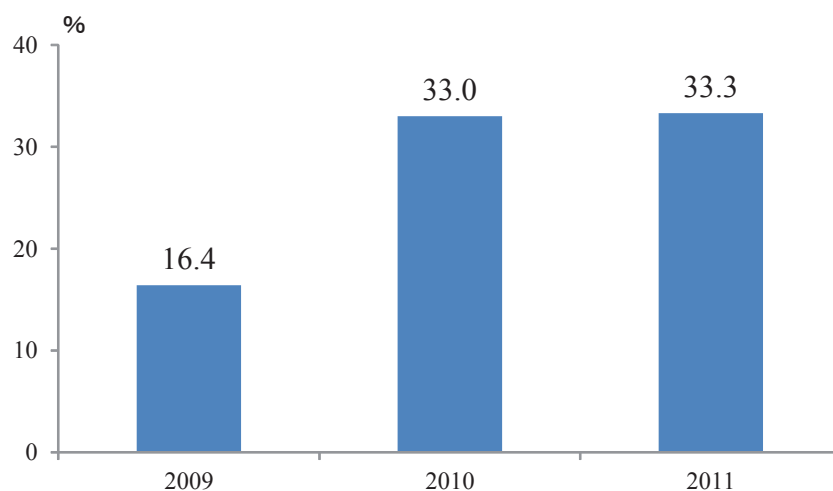
加入者が選択した保証のうち、どの程度が保険料補助の対象となっているのかを示している。これをみると、2011年には穀物・油糧種子で55.7%、野菜で54.2%となっており、これらの作物では、保険料補助の対象外である雹害特約による低い Franchise や高い基準単収を選択する割合が、保険料ベースで4～5割程度となっていることになる。これに対して、果樹では9割以上の契約が保険料補助の対象となっている。果樹については、後で示すように、保険料率が高いため、保険料補助の対象とならない保証のオプションが選択されにくいものと考えられる。

第4表 保険料補助の対象となる保証の割合

	補助対象割合(保険料ベース:%)		
	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	55.3	53.9	55.7
ワイン用ぶどう	63.1	65.0	69.8
果 樹	93.1	91.6	93.9
野 菜	61.9	58.9	54.2
合 計	57.6	57.0	58.6

資料：フランス農林省の資料から著者が計算。

では、実際に支払っている保険料に対する保険料補助額はどの程度なのであろうか。保険料補助額を保険料合計で割って実際の保険料補助率を求めたものを第3図に示した。これをみると、2010年及び2011年の制度上の保険料補助率は65%であるが、実際の保険料補助率は33%程度にすぎない。第4表と第3図から、加入者は、保険料補助を多く受け取るよりも、保証を充実させ、保険金の支払い可能性を高めるような保険商品の構成を選択している状況がうかがえる。



第3図 実際の保険料補助率

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

4) 保険料補助の受給手続き

2009 年までは、フランス政府が、FNGCA を通じて、保険会社に必要な保険料補助額を交付し、保険会社はその部分を保険料から差し引いて保険料補助率適用後の保険料を加入者に請求し、加入者はそれを納入していた。したがって、加入者自らが保険料補助の受給手続きを行う必要はなかった。

しかしながら、2010 年からは、保険料補助に EU からの助成分が加わるようになったことから、直接支払い等 EU からの他の補助金と同様に、農業者自身で受給手続きを行わなければならないようになったのである。2012 年に加入する作物保険についての具体的な手続きは、以下のとおりである。

- ① 2012 年 5 月 15 日までに、加入者が農林省地域出先機関（DDT）へ保険料補助の受給申請書を提出する。受給申請書は、他の EU 補助金と一体の様式になっており、申請する補助金のうち、作物保険への助成の欄にチェック印を付けて提出する。
- ② 作物保険に加入し、2012 年 10 月 31 日までに、加入者は保険会社に保険料を全額支払う。全額支払われていない場合には、ペナルティとして、未納額に応じて保険料補助額は削減される。
- ③ 保険会社から加入者あてに、保険契約に関する必要事項が記載された申告書類が送付されてくるので、それに誤りがないか確認し、必要な修正等を行う。その上で、2012 年 11 月 30 日までに、加入者は DDT へ保険契約に関する申告書類を提出する。
- ④ 2013 年春頃に、保険料補助の予算額の範囲内で調整された保険料補助金が加入者に支払われる。

これらの受給手続きは、加入者の自己責任の下で行わなければならない、保険会社や代理店が加入者に代わって、受給手続きを行うことはない。申請・申告書類の審査については、DDT は保険契約の適格性を、支払庁（ASP）は保険料支払証明の確認を中心に行う。

なお、保険料補助を加入者が直接申請するように変更されたことによる影響について、その詳細は明らかにされていないが、申請を忘れたケースや保険料補助の受給により CAP 政策の制限を受けることを嫌って申請を行わなかったケースが、多少ではあるが、あった模様である。

（4） 作物保険の実績

1) 加入率と加入面積

フランスの MPCCI の加入契約数は、2009 年 67,854 件、2010 年 65,742 件、2011 年 67,699 件と 68 千件程度で横ばいになっている。2010 年センサスによると、全農家戸数は畜産農家も含めて 490 千戸であり、このうち MPCCI の対象作物を主として生産する農家戸数は 223 千戸である。したがって、MPCCI への加入者数は、全農家の約 14 %、対象作物生産農家の約 30 %に相当する¹¹⁾。

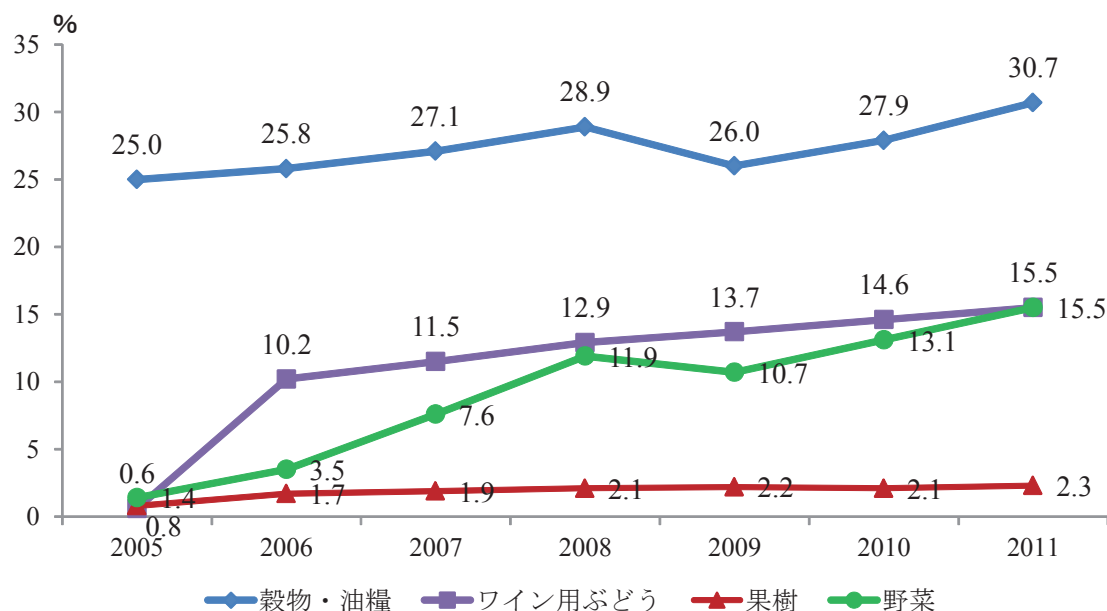
次に、MPCCI の面積ベースでみた作物別の加入状況をみておこう。第 4 図に面積加入率、第 5 表に加入面積の推移を示した。

穀物・油糧種子については、第 4 図に示すとおり、MPCCI が導入された 2005 年の面積

加入率は 25 %と比較的高く、保険料補助率が 35 %から 25 %へ引き下げられ、農作物価格も低下した 2009 年には加入率が若干低下した。しかしながら、保険料補助率が 65 %に引き上げられた 2010 年の加入率は上昇し、2011 年には 30.7 %となっている。第 5 表により、2005 年と 2011 年を比較すると、加入面積が 85.2 万 ha、率にして 24.8 %増加している。特に、2010 年と 2011 年に加入面積が大きく増加している。穀物・油糧種子のうち、パリ周辺を含む経営規模が大きい北フランスでは、小麦、なたね、大麦等、経営規模が小さいフランス南西部では小麦やとうもろこしの加入が多くなっている。

ワイン用ぶどうは、2005 年には面積加入率がわずかに 0.6 %であったが、2006 年以降着実に伸びて 2011 年には 15.5 %となっている。加入面積も 2011 年には 2005 年の 24 倍に拡大している。ぶどうには、AOC ワイン向けのような高級なものとテーブルワイン向けのものがあるが、加入面積の 8 割はテーブルワイン用である。地域別にみると、ワイン用ぶどうは、最初に MPCCI の試験実施を行った南フランスでの加入が多く、加入地域は、リヨン、ボージョレイ、ブルゴーニュ、シャンパーニュ、アルザス等へと北上してきている。高級ワインの産地であるボルドーでは MPCCI への加入が非常に少ない。この理由として、ボルドーでは、収穫したぶどうは生産者のシャトーで加工され、長期間にわたり貯蔵・販売されるので、ある年にぶどうの収穫が少なくても収入には困らないこと、ボルドーがある西フランスは霜害が多く保険料が高いことの 2 点があげられる。これに対して、テーブルワイン用のぶどうは、収穫後すぐに農協等に出荷されるので、収穫量の減少は収入の減少に直結する。

第4図 作物別の面積加入率



出典：フランス農林省資料。

果樹については、2005 年の面積加入率が 0.8 %であり、2006 年には 1.7 %に上昇したが、その後は横ばいが続き、2011 年の面積加入率は 2.3%にとどまっている。加入面積で

みても、2006 年から 4,000ha 台で推移している、このように果樹の加入が低位にあるのは、保険料が高いためである。

野菜については、面積加入率は 2005 年の 1.4 %から 2008 年まで順調に伸びていたが、2009 年には若干低下した。しかし、2010 年から再度加入率は上昇し、2011 年には 15.5 %となっている。野菜の加入面積は増加しており、2011 年には 2005 年の 12 倍にまで伸びている。

第5表 作物別の加入面積

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	3,433,415	3,513,553	3,658,241	4,020,430	3,620,493	3,904,528	4,285,547
ワイン用ぶどう	5,342	86,735	99,963	110,194	117,630	122,404	129,900
果 樹	2,187	4,696	3,871	3,911	4,147	4,317	4,732
野 菜	3,062	6,660	20,997	28,287	26,037	31,364	36,914
合 計	3,444,006	3,611,644	3,783,072	4,163,001	3,768,335	4,062,613	4,457,094

出典：フランス農林省資料。

注．2008 年の加入面積データは未入手。

2) 保険収支と保険料率

MPCI の保険収支の状況を Loss-Ratio によりみておこう。Loss-Ratio は、保険金を保険料で割ったものであり、1 を超えていれば保険金支払が保険料収入を上回っており、保険収支は赤字であることを示す。第 6 表によると、2009 年から 2011 年の 3 年間の平均では Loss-Ratio は 1 を下回っているものの、全作物平均では 0.886 と比較的高くなっている。年別・作物別にみると、2009 年のワイン用ぶどう及び果樹、2011 年の穀物・油糧種子の Loss-Ratio は 1 を大きく上回っている。特に、2011 年は、干ばつにより大きな被害が穀物・油糧種子に発生したため、全作物を通じた平均 Loss-Ratio も 1 を超えている。Groupama 社によると、2005 年から 2009 年の全作物を通じた Loss-Ratio は 0.8 程度であったようである。

保険料には、付加保険料部分として保険会社の経費や利益部分も含まれており、一般的には Loss-Ratio が 0.7 から 0.75 程度にならないと保険会社は利益を確保できないといわれている。

第6表 作物別のLoss-Ratio

	Loss-Ratio			
	2009年	2010年	2011年	3年平均
穀物・油糧種子	0.520	0.753	1.234	0.888
ワイン用ぶどう	1.605	0.996	0.363	0.915
果 樹	1.349	0.718	0.727	0.898
野 菜	0.789	0.514	0.544	0.595
合 計	0.698	0.782	1.089	0.886

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

では、MPCI の保険料率はどの程度の水準になっているのであろうか。第 7 表に保険料を保険金額で割った作物別の平均的な保険料率を示した。平均的な保険料率は、全作物を通じて 3 % 程度であり、果樹は 10 ～ 12 % と他の作物に比べるとかなり高くなっている。

第 3 図に示した実際の保険料補助率を用いて、加入者負担の保険料率を求めると、穀物・油糧種子で 2 %、果樹で 7 ～ 8 % となる。なお、日本の農業共済の加入者負担掛金率は、水稻が 1.2 %、小麦が 5 %、果樹が 2 ～ 3 % である。

第7表 作物別の平均保険料率

	平均保険料率 (%)		
	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	2.9	3.0	2.9
ワイン用ぶどう	2.9	3.1	3.4
果 樹	9.5	12.0	12.2
野 菜	5.2	4.7	6.0
合 計	3.0	3.2	3.1

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

4. フランスの作物保険制度の展開方向

現在までのところ、フランスでは、自然災害による農業被害への対策として、FNGRA（以前の FNGCA を含めて）による災害補償制度と作物保険制度が機能してきている。災害補償制度には既に述べたとおりいろいろな問題点はあるが、作物保険が対象としない農産物やリスク、全国的な規模で発生する大災害等に対して、同制度は幅広い対応が可能である。このため、補償対象から作物保険対象作物が徐々に除外され削減の方向にあるものの¹²⁾、FNGRA を通じた災害補償制度は、対象を変えながら一定の役割を果たすことが期待されている。

農業被害に対応する制度の役割を考慮していくと、今後のフランスにおける農業リスク管理システムは、大規模な災害には FNGRA による災害補償制度、中規模を中心に幅広い気象上のリスクに対しては民間保険会社を活用した作物保険制度、そして作物保険ではカバーされない部分（Franchise）やわずかな収入減少には DPA（Dédution Pour Aléas: 危険控除）¹³⁾ による積立等自助努力への助成という 3 段階で構築されていくものと考えられる。

以下では、フランスの農業リスク管理システムの中で最も広い範囲をカバーしていくことが求められている作物保険の今後の展開方向を考える上での論点を提示しておきたい。

（１） 作物保険の加入予測

作物保険への加入は、果樹を除き、毎年増加傾向で推移してきたが、2010 年からの保険料補助率の 65 % への引上げは、そのような傾向を大幅に上方シフトさせることを意図していた。2010 年 1 月末では、現行の CAP の期限が到来する 2013 年には、穀物・油糧種子で 60 %、ワイン用ぶどうで 35 %、果樹で 20 % の加入率に到達すると、フランス政

府は予測していた。そして、加入率の上昇により保険料補助のための財源が不足する事態を想定し、保険料補助率引下げのシナリオまで描いていた。

しかしながら、2010 年及び 2011 年の加入状況をみる限り、予測された加入水準に到達することは困難であろう。政府や農業界からも、EU 諸国の中で最も長く 35 年間にわたり農業保険を実施してきたスペインですら加入率は 50 %～ 60 %であり、MPCI が実施されてから 10 年も経過していないフランスにおいて、スペイン並みの加入率に到達するのはむずかしいとの認識が示されている。また、保険料補助率の引上げに EU の助成を用いたため、WTO 農業協定上緑の政策となるように、保険金の支払いは 30 %超の収穫量の減少が生じた場合とされ、従来よりも保険金の支払基準が厳格化されたことも、加入が予想よりも伸びない一因とされている¹⁴⁾。

確かに、作物保険への加入について農業者の意識を変革していくためには、ある程度の時間が必要である。とはいえ、最近、高水準の農産物価格のため、農業者が先物市場で先売りする傾向が強くなる一方で、収量変動の幅が大きくなっており、作物保険の重要性は高まっているので、作物保険の加入拡大はフランスにおける重要な農業リスク管理上の課題であると考えられる。

なお、2008 年に、議会から作物保険の義務加入が提案されたが、採用されなかった経緯がある（付説参照）。

（２） 新しい保険商品の開発

１） インデックス保険

作物保険はほとんどの作物を保険対象としているが、牧草等飼料作物だけが対象外である。牧草等の被害は災害補償制度の対象となっており、牧草被害が FNGRA の支出に占める割合は 50 %に達しているといわれている。

牧草等が作物保険の対象となっていないのは、現行の損害評価システムを前提に牧草の作物保険を仕組む場合、ほ場面積が大きすぎることで、損害評価人による損害評価にばらつきが大きすぎることで（評価人の間で 30 %以上の評価の差が発生）等の問題のためである。牧草等を保険対象とするため、Groupama 社では、5 年間程度をかけて、衛星画像を用いて独自に作成した複雑な指標（単純な積算温度や植生指数だけではない）に基づく牧草インデックス保険を開発してきた。牧草インデックス保険は、コストも低く、人間による評価よりも信頼性の高い評価結果が得られている。

フランス政府も早い段階での牧草インデックス保険の実施を期待しているが、実際に農業者に提供するに当たっては、保険料補助や再保険の問題を解決する必要がある。

２） 収入保険

近年の農産物価格の変動に対して、フランス農業界では収入保険の導入を期待する声が強い。Groupama 社では、農作物に関する収入保険として、価格と収穫量を掛け合わせた収入に着目し、その変動を緩和する保険プログラムを研究してきた。具体的には、作物別にみて、収穫時価格×収穫収量が基準価格×基準収穫量×保証水準を下回るときに収入保険金が支払われるものである。基準収穫量の計算は現在の作物保険と同じ方法で、基準価

格には、その年に実現が期待される価格を用いるべきとの考え方から、先物価格が用いられている。モデルとしてはほぼできあがっているようであるが、実施までには至っていない。実施に当たっては、牧草インデックス保険と同様に、保険料補助や再保険の対象になるのかどうか重要な課題である。

なお、フランス政府関係者は、私見として、先物価格を用いた収入保険は先物市場を活用する限られた農業者を対象とするものであること、農業以外の部門において経済的なリスクへの保険に助成が行われていないこと等の留意点をあげ、現段階では農作物の収入保険に対する政府の助成はむずかしいとの考えを示している。

(3) 政府による再保険

現在までのところ、フランスでは政府による MPCCI の再保険は実施されていない。したがって、保険会社が引き受けた MPCCI の保険責任は、民間再保険会社に出再されている。

出再の状況については、MPCCI 単独の出再が 75 %、他の火災保険等とのセットでの出再が 25 %であり、再保険の方式は、Loss-Ratio の 130 ~ 350 %部分を責任範囲とするストップ・ロス方式¹⁵⁾がほとんどである。現在でも MPCCI の再保険市場は、再保険金額ベースで7億から7億5千万ユーロ程度の市場規模があると推計され、MPCCI は引き続き加入の促進が図られることから、民間の再保険業界からみて、フランスの農業保険分野は、今後拡大が期待できる市場であると考えられている。

政府による再保険の実施については、保険会社や農業界から強い要望があり、2011 年に議会から政府に対して再保険実施に関する提案してはどうかという議論もあったが、最終的には提案等はされなかった。政府内部で様々な検討が行われているようだが、政府から議会へ正式に文書等で提案されたものはこれまでのところない。

一方で、作物保険の加入拡大のため、たとえば、牧草インデックス保険を実施するとしても、民間による再保険はむずかしいことから、政府による再保険の実施が新しい保険商品の開発を通じた作物保険の加入促進の鍵となっている。

政府による再保険については、既に作物保険に関する一定の再保険市場がある以上、実施するとしても、民間の再保険が提供できない特別な部分に関して補完的に参入すべきであるというのがフランス政府の考え方であると思われる¹⁶⁾。

これまで政府が再保険の実施に前向きでなかった理由としては、まず、再保険市場がうまく機能しているのであれば、それを活用することを優先すべきであり、政府の参入によって民間（再保険）部門を縮小させるべきではないというイデオロギー論があげられる。また、当然のことながら財政上の問題も大きな課題である。FNGCA なり FNGRA から作物保険へ農業災害対策のウェイトをシフトさせていく理由の1つは、毎年度の歳出額を平準化させることである。それにもかかわらず、政府が再保険を行うことになると、歳出額の予測が困難となり年度間変動が大きくなるので、それを避けるべきであると考えられている。いずれにせよ、政府による再保険の実施については、政治的な判断等もあり、現段階では方向性は明確でない模様である。

(4) CAP改革とリスク管理

EU 理事会の 2011 年 10 月 12 日付けの提案によると、2014 年 CAP 改革においては、価格所得政策（第 1 ピラー）の柱である単一支払制度について、過去実績を基準とした支払方法から国別または地域別の一律単価に基づく支払方法へ変更される方向が示されている。このような見直しの方向により、各地で気象変動の幅が拡大している中で、農業災害等による収量変動や価格変動が大きくなり、それに伴って農業者に経済的な損失をもたらす農業収入の変動リスクが増加することが懸念されている。そのような経済的な損失を緩和するために、2014 年 CAP 改革では、農村振興政策（第 2 ピラー）の中で、リスク管理として、①作物、動物及び植物の保険、②動物・植物の病気及び環境上の事故に関する相互基金、③所得安定化手段（としての相互基金）¹⁷⁾ の 3 つの措置が提案されている。

フランスでは、これらのリスク管理に関する提案を積極的に活用していくよう検討が進められている。

このうち、作物保険については、保険料補助を活用して保険会社の保険対象品目を拡大し、加入率を高めていくことによって、保険対象作物を FNGRA の対象から除外し、幅広い気象上のリスクに対しては作物保険による対応を主体とする方向を推し進めていくものと考えられる。フランスでは、作物保険の加入拡大を図る上で、2014 年 CAP 改革の作物保険の提案について 2 つの修正すべき点が指摘されている。第 1 点目は、保険料補助に対する EU の助成についてである。現在、フランスにおける作物保険の保険料補助率は 65 %で、保険料補助の 75 %は EU からの助成が充当されている。2014 年 CAP 改革の提案では、保険料補助率は 65 %のままであるが、EU の助成が 50 %に減額される。フランスとしては、保険料補助に対する EU からの助成分を現行どおり 75 %に維持するよう主張している。第 2 点目は、保険料補助の受給手続きに関してである。2010 年の保険料補助に対する EU 助成の開始に伴い、フランスでは、加入者が保険料を全額支払い、5 ～ 6 ヶ月後に保険料補助金を受け取るようになっている。しかしながら、加入者の保険料負担や申請手続きを考慮すると、2009 年までのように、加入者の保険料支払時には保険料から補助金を控除した額を納入する方式に戻すべきであるとの考え方が強い。

所得安定化のための相互基金は、農業団体等からは、作物保険に加えて、農産物の価格やコストの変動等の中規模のリスクに対応するための手段として重要なものと考えられている。現段階では、全国的あるいは地域別ではなく、業種別の基金の設立が検討されているようである。また、政府としても、実施する上で再保険等解決すべき課題を抱えている収入保険よりも、2014 年 CAP 改革の提案の中で位置づけられている相互基金の方に関心を寄せているようであり、相互基金からの補償金の支払いを早期に行うため、民間が設立する相互基金に何らかの形で政府が支援する方法等の検討が行われている模様である。

〔付説〕 作物保険の義務加入が見送られた理由

作物保険の義務加入については、危険分散を図る上で有用であり逆選択を防止できるという点から賛成意見もあったが、主に以下の 5 つの理由が勘案された結果、義務加入が採用されなかった。

まず第 1 に、原則として、自動車の自賠責保険等の加入義務を課す保険は加入者以外の他人に対する弁償のためのものであるのに対して、農作物被害は加入者にだけ関係するものである。農業者の中には十分な資金を持っている者もあり、そのような者にまで強制的に保険料を払わせて保険に加入させるべきではない。

第 2 に、経済省の保険管理部局から、経験的に、保険加入を義務化するとモラルハザードが高まり、損失を過大に申告したり、被害の予防を怠るケースが多く発生するようになるとの指摘を受けた。

第 3 には、保険を義務加入にすると、すべての農業者が加入できる作物保険プログラムを提供する必要が生ずるが、リスクが非常に高い、損害評価が困難である等により保険を提供できない作物や地域がある。

第 4 として、政府が作物保険の義務化を行うと、保険会社が引き受ける保険責任の一定部分に対して政府が再保険を実施する必要が生ずるとともに、加入拒否者に対して何らかの罰則を与えなければならない。

第 5 は、EU のルールでは、加入を義務化した場合には、EU の助成の対象とならないことになっているので、ヘルスチェックに伴う作物保険への保険料補助に対する EU から助成が得られなくなる。

注 1 現地調査は、2012 年 10 月 23 日及び 24 日に、フランス農林省、農業団体連合会（FNSEA）及び民間保険会社 2 社（Groupama 社及び L'Étoile 社）において実施した。このうち、Groupama 社は、農業者の共済的な組織から始まった保険会社であり、農業保険の最大手（雹害保険を含めた全体で 65 % のシェア）である。L'Étoile 社は、フランスでは唯一の農業保険専門の保険会社である。

注 2 L'Étoile 社によると、最初の雹害保険は 1799 年に実施された。

注 3 2012 年に果樹及び野菜を対象から除外する予定であったが、対象作物数が多く調整に手間取り、除外は見送られた。

注 4 フランス農林省の担当官からは、「地域ベースでみて、平均的な作物収量の 30 % を超える損害があり、かつ、すべての農作物の損害額の合計が平均的な生産額の 13 % を超えるとき、損失の約 25 % が支払われている」と FNGCA のときの支払基準と異なる説明を受けたが、著者による規定上の確認はできていない。

注 5 Groupama 社によれば、同社の 2009 年の 6.5 万件の MPCCI 契約のうち、農業経営単位保険の契約数は 2 ～ 300 件程度である。また、Mortemousque(2007)の 12 ページの表によると、2006 年の MPCCI の契約 66,294 件のうち、農業経営単位保険の契約数は 369 件である。

注 6 作物や用途（たとえば種子用）によっては、品質低下を保証することも認められている。

注 7 「保険の販売戦略上、多くの災害をカバーしているという PR のために、保険対象リスクを細分化しているにすぎない」という指摘もある。

注 8 基準単収の算定に用いる過去の収獲単収には、被害が発生し収獲量を損害評価人が決定する場合を除き、加入者の自己申告に基づいた収量が用いられる。前年の基準単収との比較等により、申告収量の訂正が求められる場合はあるが、ほ場で申告単収の確認が行われることはない。

注 9 穀物・油糧種子については、試験実施の 2005 年以前の 5 年間被害が大きく、当該期間の収獲単収が過去 20 年間と比較して低かったことから、MPCCI の導入当時に基準単収の 115 % を上限としていた。

- 注10 フランス農林省の2012年10月23日付けの通達により、2012年の農業保険の保険料補助において、作付面積の80%以上を付保することは、補助対象要件から除外された。しかしながら、引き続き保険会社が保険加入要件とすることは認められている。
- 注11 2010年センサスによると、全農家のうち中・大規模経営は312千戸、中・大規模経営のうちMPCIの対象作物を主として生産する農家は137千戸である。仮に、MPCIに加入する農業者が中・大規模経営であるとするれば、全農家戸数に対する加入割合は22%、対象作物生産農家戸数に対する加入割合は50%となる。
- 注12 2006年に制定された農業方向付け法においては、作物保険は主要な政策テーマにあげられており、作物保険制度をすべての農産物に拡大していく旨の方向が規定されている。
- 注13 DPAは自然災害による被害に対応するため作物保険への加入と自発的な貯蓄を促進し、FNGCAの対象を削減することを意図して、2002年に創設された。DPAによる積立を行うためには、納税申告を行う農業者であって、火災保険に加入するとともに、FNGCAの対象外の作物については作物保険、FNGCAの対象作物については雹害保険に加入する必要がある。収入の多い年には、年間2.3万ユーロ、累積で15万ユーロの上限まで非課税で積み立てることができる。積立金の引出は、①加入している保険により保証される危険により収入が減少した場合は当該保険のFranchiseに相当する金額の範囲内、②保険による補てんが行われないような危険によって前3年の平均収入の10%以上の収入の減少が生じた場合には当該収入損失の範囲内で行うことができる。DPAの利用者はごくわずかであり、約2千戸と見込まれている。
- 注14 WTO農業協定の農業保険に関する規定では、保険金の支払いは30%超の収穫量の減少が生じた場合とされているが、収穫量が30%を超えて減少したとして、減少分のどこまで補償してよいかは規定されていない。EUでは、30%を超えた損失の分のすべて補償しても構わないという解釈をしており、どこまで補償するか、裏返して言えばFranchiseの水準の決定は、加盟国の判断に委ねられている。そのため、フランスでは、作物別保険のFranchiseは25%、農業経営単位保険は20%とされた。2009年までは、保険料支払基準とFranchiseは一致しており、作物別保険は25%、農業経営単位保険は20%であった。
- 注15 出再の際に約定した一定のLoss-Ratioを上回る保険金の支払いが生じた場合に、その超過分が再保険金として支払われる契約方式である。
- 注16 政府の再保険については、政府が実施する以上、すべての保険会社が出再可能なものとするが、出再の義務は課さない。また、現在民間が提供している作物保険の再保険の責任部分よりも上のLoss-Ratioが350%～450%部分を対象としたストップ・ロス方式が考えられる（フランス農林省担当者の私見）。
- 注17 EU理事会の提案によれば、所得安定化のための相互基金は、加盟国の法律に基づき認可されたもので、自らの所得減少を保証するために加入した農業者に対して、前3年または前5年中3年の平均農業所得（公的助成を含む収入総額から投入費用を控除したもの）の30%を超える減少が生じた年に、減少した所得の70%を超えない額を補償金として支払うものである。

〔引用文献〕

- [1] Babusiaux C. (2000), *L'assurance récolte et la protection contre les risques climatiques en agriculture*, MINEFI, MAP, octobre.
- [2] Boyer, P.(2002), *Le système français de protection contre les risques de la production agricole et ses récentes*

évolutions,. Conférence internationale sur les assurances agricoles, Madrid, 13-14 mai.

- [3] Boyer, P.(2006), *La situation de l'assurance récolte en France*, Madrid, novembre.
- [4] Boyer, P.(2008), "*Assurer les calamités agricoles?*", Notes et Etudes Economiques", n°30, pp. 1-32.
- [5] Enjolras, G. and P. Sentis (2008), *The Main Determinants of Insurance Purchase: An Empirical Study on Crop Insurance Policies in France*, Working Papers 08-06, LAMETA, Universtiy of Montpellier.
- [6] Ménard, C. (2004). *Gestion des risques climatiques en agriculture. Engager une nouvelle Dynamique*, MAAPAR, Paris,
- [7] Mortemousque, D. (2007). *Une nouvelle étape pour la diffusion de l'assurance récolte*, Rapport du Sénat, 28 février.
- [8] Soulage, D. (2008), *Proposition de loi tendant à généraliser l'assurance récolte obligatoire*, Rapport n°50 du Sénat, 22 octobre.
- [9] 吉井邦恒(2008),「フランスの農業保険制度」, 全国農業共済協会『月刊 NOSAI』第 60 巻 7 号, pp.27-33.